

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課

産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号				
手続名	商工組合連合会の会員である商工組合及びその組合員又は会員である商工組合連合会並びにその会員である商工組合及びその組合員以外の者の事業の利用の特例の認可の取消し	根拠条項	第33条				
処分基準	<p>第33条において準用する第17条の2第2項の規定による商工組合連合会の会員である商工組合及びその組合員又は会員である商工組合連合会並びにその会員である商工組合及びその組合員以外の者の事業の利用の特例の認可の取消しに係る不利益処分基準については、第17条の2第2項の規定による商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可の取消しに係る不利益処分基準を準用する。</p>						
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	目次NO	24